

平成29年3月23日

平成28年度東京電力福島第一原子力発電所事故対策
みやぎ県民会議幹事会 ご説明資料

東京電力福島第一原子力発電所 事故に起因する損害賠償について

平成29年3月23日

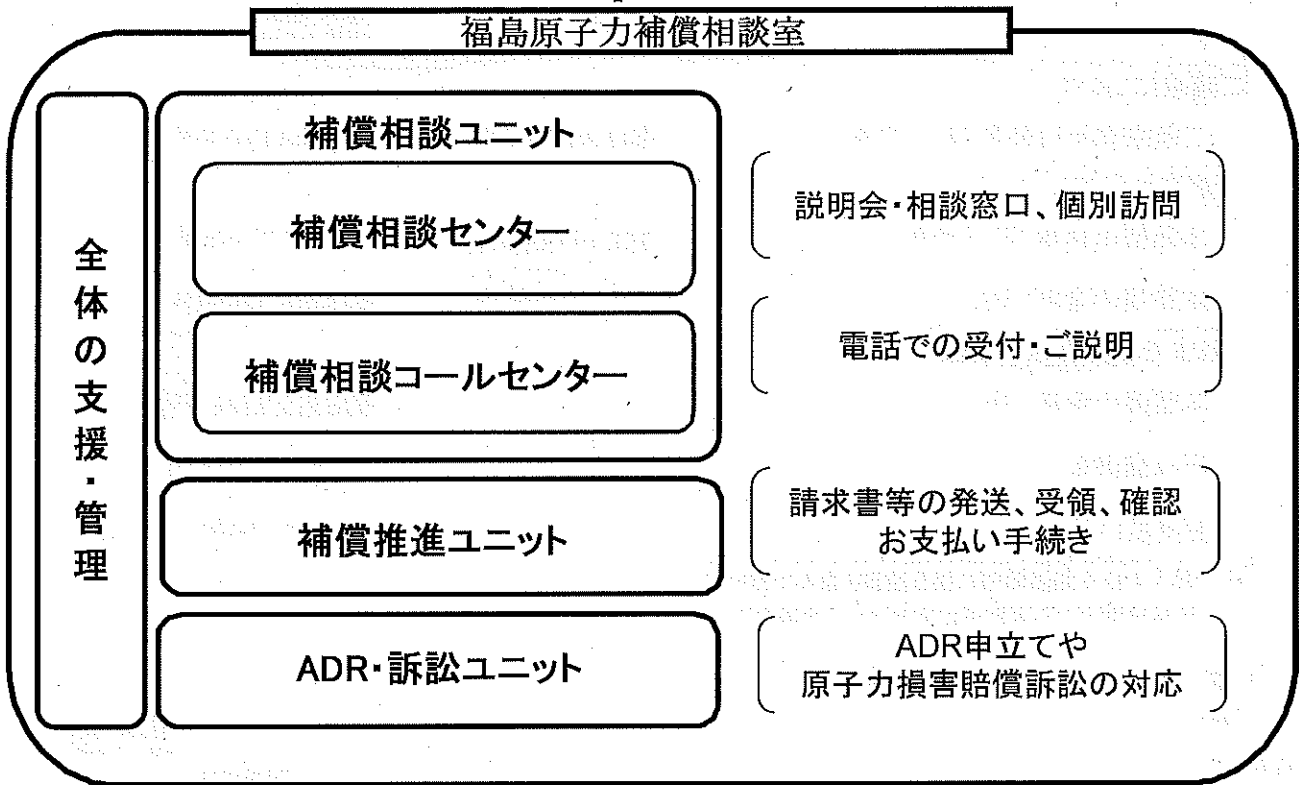
東京電力ホールディングス株式会社

I. 原子力損害賠償の体制	P 1
II. 原子力損害賠償の進捗状況（全体像）	P 2
III. 原子力損害賠償の進捗状況（宮城県）	P 3
IV. 宮城県の賠償概況	
1. 農林産物に係る賠償	P 4
2. 水産物に係る賠償	P 5
3. 観光業に係る賠償	P 6
4. 自主的避難等に係る賠償	P 6
5. 地方公共団体さまへの賠償	P 6
V. 2017年1月以降の農林業者さまに対する新たな営業損害賠償	P 8
（参考）I. 原子力損害賠償制度の概要	P 10
II. 特別資金援助の概要	P 11
III. 新・総合特別事業計画の概要	P 12

I. 原子力損害賠償の体制

福島復興本社

平成29年 2月 1日現在



東北補償相談センター概況

■東北補償相談センター（平成23年10月1日設置）

- ・現在約70名体制
- ・宮城県をはじめ、青森県、岩手県、秋田県、山形県を担当
- ・下記の相談窓口にてご請求者さまのご相談に対応

■相談窓口（平成23年12月7日設置）

- ・場所
仙台市青葉区一番町
- ・相談窓口の開設時間
午前10時～午後4時（月～金、ただし祝日を除く）

Ⅱ. 原子力損害賠償の進捗状況（全体像）

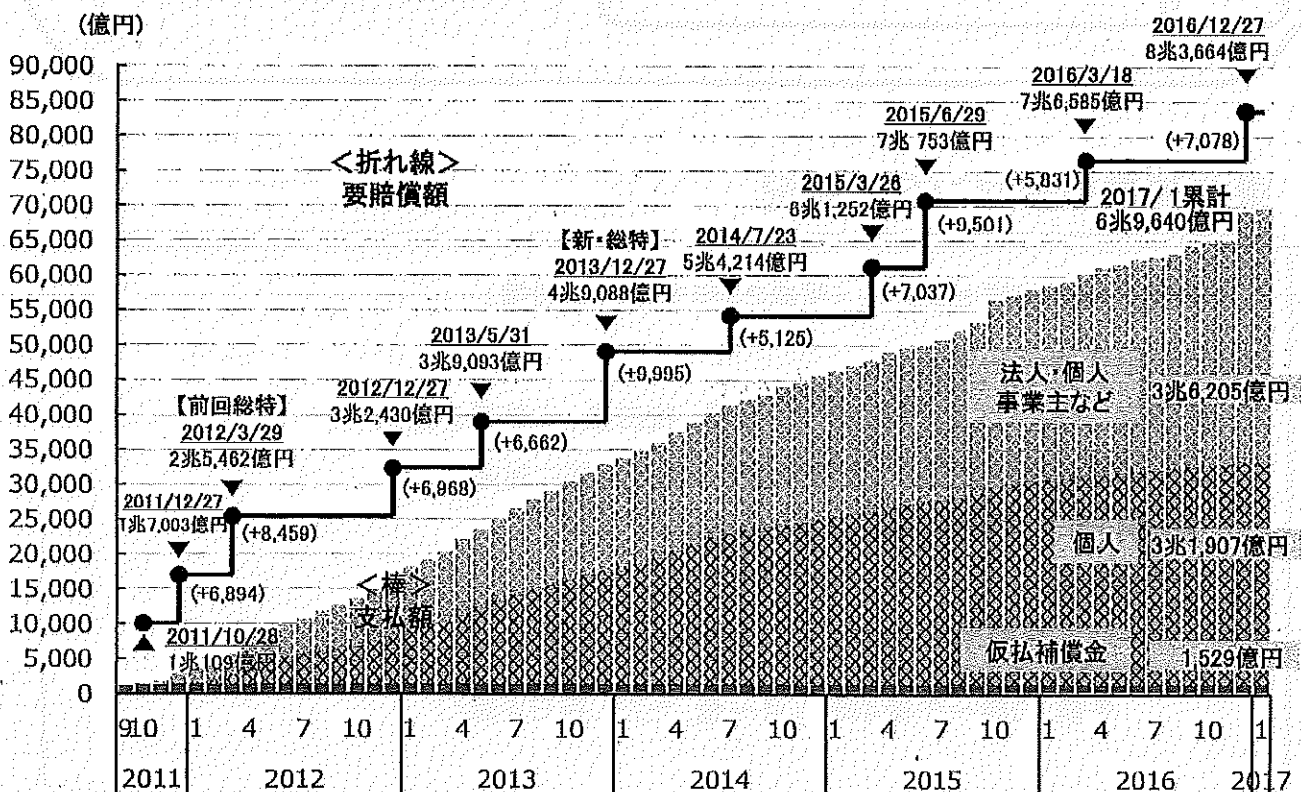
＜原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績＞

2017年2月17日現在		
	個人 ※1	法人・個人 事業主など
ご請求について		
ご請求書受付件数(延べ件数)	約2,286,000件	約440,000件
本賠償の状況について		
本賠償の件数(延べ件数)	約2,171,000件	約373,000件
本賠償の金額 ※2	約3兆1,995億円	約3兆6,326億円
これまでのお支払い金額について		
本賠償の金額 ※2	約6兆8,322億円①	
仮払補償金	約1,529億円②	
お支払い総額	約6兆9,850億円①+②	

※1 個人の自主的避難等に係る損害を含んでおります。

※2 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含んでおりません。

＜賠償支払額及び要賠償額の推移＞

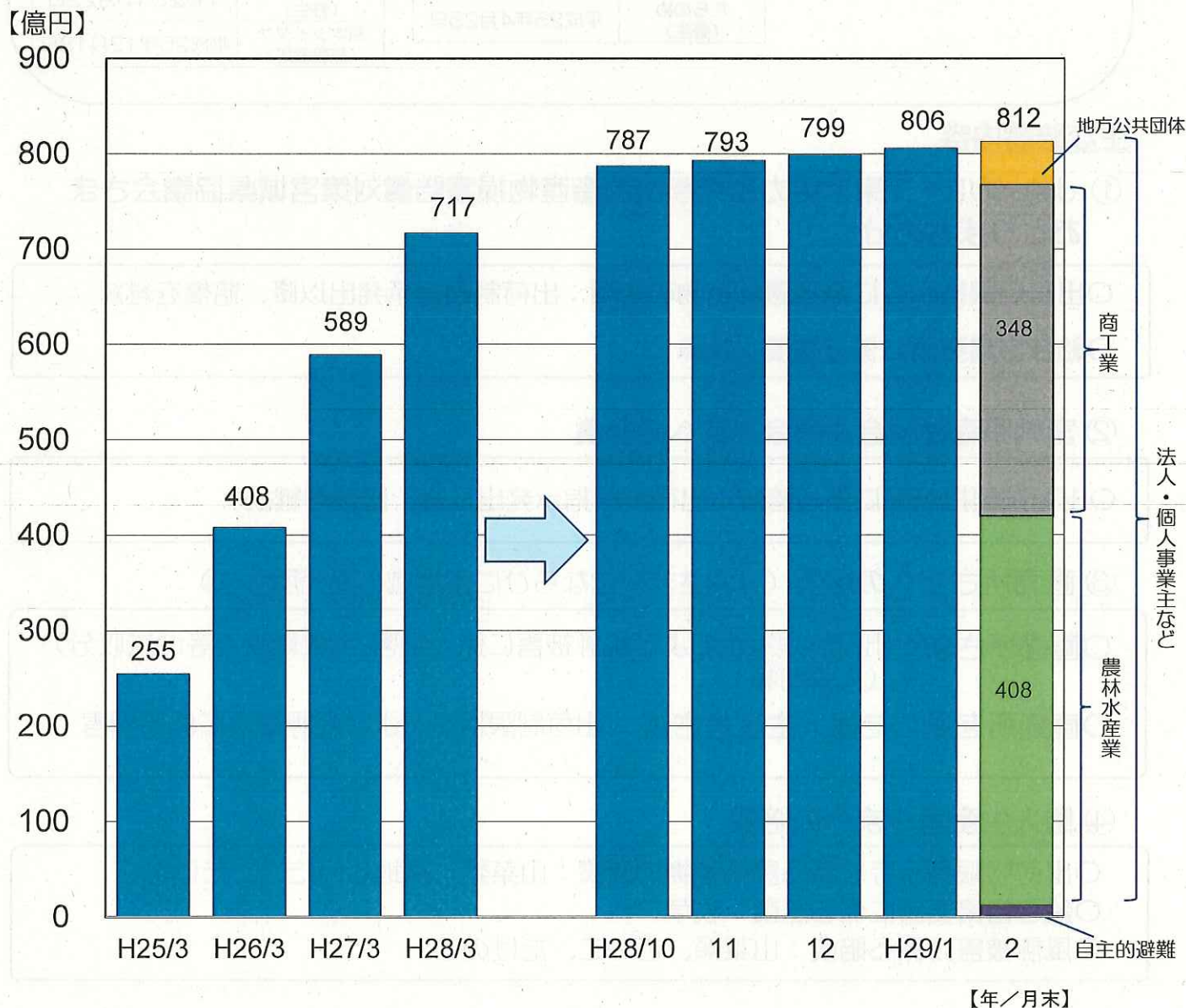


Ⅲ. 原子力損害賠償の進捗状況（宮城県）

平成29年2月28日現在

〈宮城県内の原子力損害賠償〉 ご請求・お支払い状況		個人（自主的避難 等に係る損害）	法人・個人 事業主など	合計
ご請求状況	ご請求の受付件数	約7,250件	約6,750件	約14,000件
お支払い状況	お支払い件数	約7,200件	約5,400件	約12,600件
	お支払い金額	約12億円	約800億円	約812億円

※福島県からご避難されているご請求者さまは、含んでおりません。



IV. 宮城県の賠償概況

1. 農林産物に係る賠償

農林産物の出荷制限指示等の概要

(平成28年12月22日現在)

〈出荷制限指示〉

畜産物	
品 目	開始日
牛	平成23年7月28日

林産物	
品 目	開始日
原木シイタケ (露地栽培)	平成24年1月16日
くさそてつ (こごみ)	平成24年4月27日
たけのこ	平成24年5月1日
こしあぶら	平成24年5月7日
ぜんまい	平成24年5月11日
野生きのこ	平成24年10月18日
たらのめ (野生)	平成25年4月25日

〈出荷・給与自粛要請〉

畜産物	
品 目	開始日
牧草	平成24年5月18日

林産物	
品 目	開始日
原木ムキタケ	平成23年11月16日
原木なめこ	平成24年11月2日
わらび (野生)	平成25年5月22日
原木シイタケ (施設栽培)	平成25年12月18日

主な賠償内容

① J A グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会さま おとりまとめ分

- 出荷制限指示等に係る農林産物の賠償：出荷制限指示発出以降、賠償を継続
- 給与自粛要請に係る賠償：牧草

② 宮城県森林組合連合会さまへの賠償

- 出荷制限指示等に係る賠償：出荷制限指示発出以降、賠償を継続

③ 直売所さまへの賠償（J Aさま直営ならびに各地域の直売所さま）

- 直売所さま：出荷制限指示および風評被害に係る損害(手数料収入等の減収分)
(丸森町様)
- 直売所を通じた個人生産者さま：出荷制限指示および風評被害に係る損害

④ 個人生産者さまへの賠償

- 出荷制限指示等に係る農林産物の賠償：山菜類、露地しいたけ、たけのこ
- 給与自粛要請に係る賠償：牧草
- 風評被害に係る賠償：山菜類、きのこ、たけのこ

2. 水産物に係る賠償

水産物の出荷制限指示等の概要

(平成28年12月22日現在)

〈出荷制限指示〉

魚種	開始日
クロダイ	平成24年6月28日
ヤマメ	平成24年4月20日
ウグイ	平成24年4月20日
イワナ	平成24年5月14日
アユ(天然)	平成25年12月25日

〈採補自粛要請〉

魚種	開始日
イワナ	平成24年5月10日

主な賠償内容

① 漁業協同組合さま おとりまとめ分

漁業者さまへの賠償

- 出荷制限指示等に係る対象魚種の賠償：出荷制限指示発出以降、賠償を継続
- 風評被害等に係る賠償：舻延縄漁、舻延縄漁、伊ダ漁、杓、その他魚種

漁業協同組合さまへの賠償

- 手数料収入の減収：出荷制限指示等に係る対象魚種の手数料収入の減収分

② 宮城県沿岸部の遊漁船漁業者さまへの賠償

- 風評被害に係る賠償：風評被害による解約・予約控え等による減収分

③ 内水面漁業協同組合さまへの賠償

- 出荷制限指示等に係る風評被害を賠償：規制開始以降、各漁業協同組合さまに遊漁券収入の減収分

④ 水産物加工・流通業者さまへの賠償

- 風評被害に係る賠償：水産加工品等の風評被害による減収分

3. 観光業に係る賠償

賠償対象： 宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県に事業所が存在し、主として観光客を対象として営業（観光業）を行っている法人または個人事業主の方のうち、本件事故により東北地方以外からの観光客の解約・予約控え等に係る減収があった方

賠償内容： 本件事故による東北地方以外からの観光客の解約・予約控え等に係る減収分を賠償（東北5県への来訪割合は50%）

対象期間と本件事故以外の要因による売上減少率

対象となる期間	本件事故以外の要因による売上減少率	
	①	②
平成23年3月11日～同年5月31日	20%	10%
同年6月1日～同年8月31日	0%	
同年9月1日～平成24年2月29日		0%

（ご請求者さまの実態にあわせ、①、②のいずれかをご選択）

4. 自主的避難等に係る賠償

○精神的損害に対する賠償

賠償対象： 本件事故発生時に丸森町内に生活の本拠としての住居があった方のうち、18歳以下の方および妊娠されていた方

○追加的費用に対する賠償

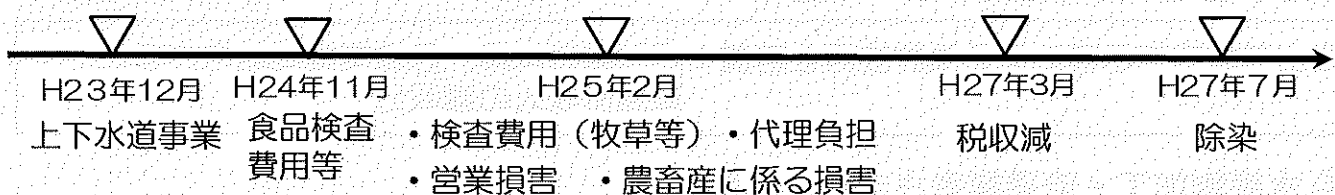
賠償対象： 本件事故発生時に丸森町内に生活の本拠としての住居があった方

平成23年3月12日から平成24年8月31日の間に上記対象となる方からご出生された方も対象となります

5. 地方公共団体さまへの賠償

地方公共団体さまがご負担されている追加的費用（検査費用・その他の追加的費用）、ご被害者さま支援等のために代わってご負担された弊社が負担すべき費用、営業損害について、中間指針の基本的な考え方をもとにしつつ、地方公共団体さまのご事情をお伺いしながら、賠償金のお支払いを順次実施。

賠償金のお支払い 受付開始時期



7

V. 2017年1月以降の農林業者さまに対する営業損害賠償

農林業のみなさまへのお約束

- ・ 損害のある限り賠償するという方針に変更はなく、加えて、営農者の方々の再開に向けたご努力を今後も強力に後押しするとの考え方にに基づき、引き続き賠償をお支払いさせていただきます。
- ・ 農林業における風評被害は、当面は継続する可能性が高いものと認識しており、損害の実態に合わせて、引き続き、適切に賠償をお支払いさせていただきます。

		出荷制限等による損害	風評被害による損害
対象者		宮城県内で、平成29年1月以降も以下がいずれも継続される農林業者さま ・ 政府等による出荷制限指示（しいたけ、山菜、たけのこ等）の品目を生産されていること ・ 出荷制限指示等対象地域で生産されていること	・ 平成29年1月以降、宮城県内で農林業を営んでおり、風評被害等の「本件事故」と相当因果関係が認められる農林業者さま
賠償対象	逸失利益	・ 平成29年1月以降の損害につきましては、直近の年間逸失利益（期待所得）の3倍相当額をお支払いさせていただきます。 ・ 3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合、その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、当社事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、適切にお支払いさせていただきます。	・ 平成29年の1年間を目途として現行賠償を継続させていただきます。（平成29年に発生した損害分まで現行方式を継続。） ・ 平成30年以降の損害分の賠償のあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、当社事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までに確定し、平成30年から適用させていただきます。
	追加的費用	・ 当社事故にともない支出を余儀なくされた追加的費用として負担した実費のうち、必要かつ合理的な範囲内で賠償【従前と同じ】。	

※平成28年までに生じた「出荷制限等による損害」及び「風評被害による損害」についてはこれまでと同様に、平成29年にお支払いいたします。

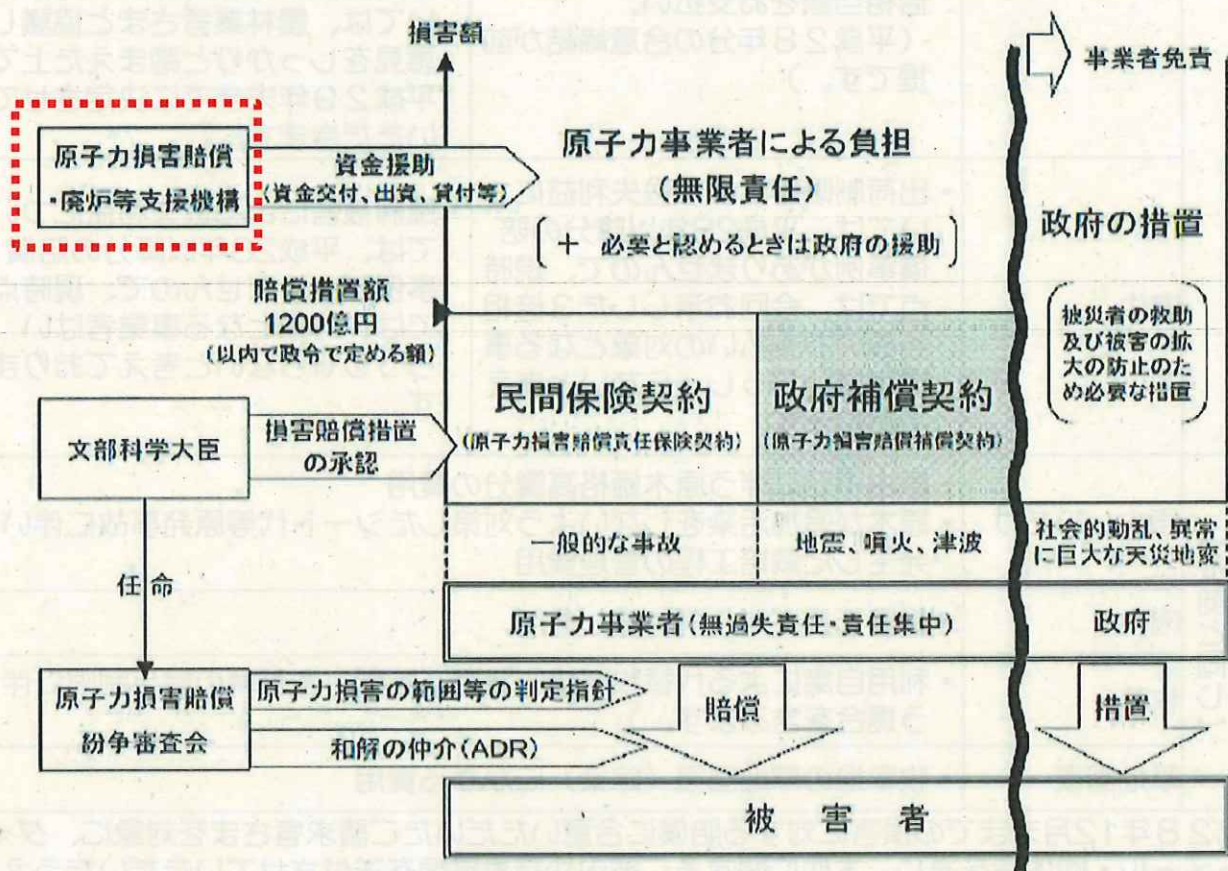
		出荷制限等による損害	風評被害による損害
想定される逸失利益の例	原木しいたけ	①賠償対象 ・植菌断念による逸失利益。 ②賠償内容 ・平成28年の植菌断念に伴う逸失利益の3倍相当額及び従来賠償の未払い分をお支払い。 （平成28年分の合意締結が前提です。）	①賠償対象 ・風評被害による価格下落。 ②賠償内容 ・損害分を翌年にお支払いする現行の賠償方法を1年後（平成29年に発生した損害分）まで継続し、平成30年以降の損害分の賠償の具体的なあり方については、農林業者さまと協議し意見をしっかりと踏まえた上で平成29年末までに決定させていただきます。
	山菜 たけのこ	①賠償対象 ・出荷制限による逸失利益。 ・基準超過で出荷できず廃棄したたけのこの逸失利益。 ②賠償内容 ・平成28年の年間逸失利益の3倍相当額をお支払い。 （平成28年分の合意締結が前提です。）	①賠償対象 ・風評被害による価格下落 ②賠償内容 ・損害分を翌年にお支払いする現行の賠償方法を1年後（平成29年に発生した損害分）まで継続し、平成30年以降の損害分の賠償の具体的なあり方については、農林業者さまと協議し意見をしっかりと踏まえた上で平成29年末までに決定させていただきます。
	肉牛	・出荷制限等による逸失利益については、平成28年以降分の賠償事例がありませんので、現時点では、今回お示した3倍相当額のお支払いの対象となる事業者はいらっしゃらないと考えております。	・風評被害による逸失利益については、平成28年以降分の賠償事例がありませんので、現時点では、対象となる事業者はいらっしゃらないと考えております。
追加的費用の例 【従前と同じ】	原木しいたけ	・原木不足に伴う原木価格高騰分の費用 ・原木が追加汚染をしないよう対策したシート代等原発事故に伴い発生した栽培工程の管理費用	
	肉牛	・飼養延長に伴う飼い直し費用	
	牧草	・利用自粛による代替牧草購入費用（畦畔・土手草の給与制限に伴う場合を含みます。）	
	草地回復	・牧草地の草地回復（除染）にかかる費用	

- 平成28年12月末までの損害に対する賠償に合意いただいたご請求者さまを対象に、ダイレクトメール・団体様を通じ、本件に関するご案内や請求書類を送付させていただいたうえで、ご請求の受付を開始させていただきます。

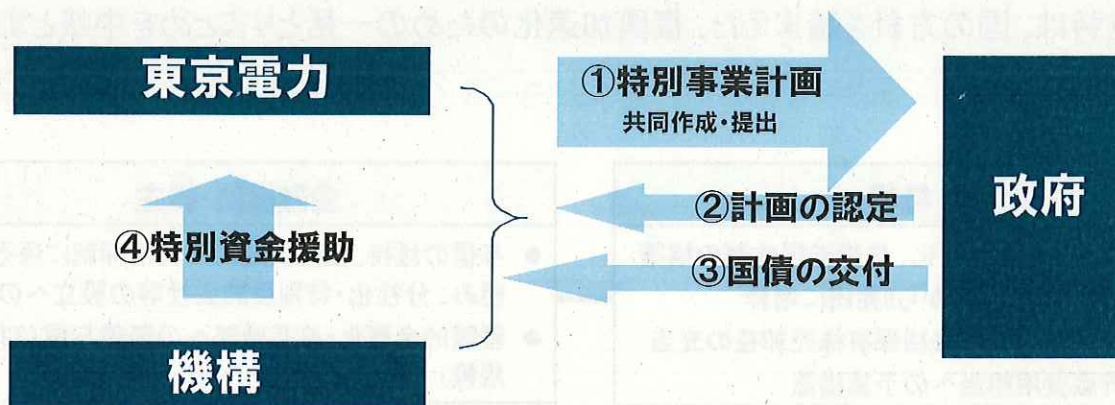
<参考 I. 原子力損害賠償制度の概要>

■原子力損害賠償法（原賠法）の賠償制度

- 原子炉の運転等に伴って生じる可能性のある損害の賠償において、下記3点を柱とし、被害者の保護を図るとともに、原子力事業の健全な発達に資することを目的。
 - 一 原子力事業者が無過失・無限の賠償責任を課し、責任を原子力事業者集中
 - 一 賠償責任の履行を迅速・確実にするため、原子力損害賠償責任保険への加入等の賠償措置を義務づけ（賠償措置額は1,200億円）
 - 一 政府は、賠償措置額を超える損害が生じ、この法律の目的を達成するため必要がある場合には、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なう



＜参考Ⅱ．特別資金援助の概要＞



計画策定の遅れが被災者への賠償の遅れになるのを防ぐため、事業計画は、緊急特別事業計画と、最終的な総合特別事業計画の2段階で策定された。

緊急特別
事業計画
H23/10/28制定
H24/2/3改定

迅速な賠償の実現と改革の着手の段階で、下記の課題を取りまとめている

- ・ 請求手続きの抜本的な改善や、きめ細かな相談対応、賠償金の支払を確実なものとし、被害に遭われた方々の安心を確保する。
- ・ 不断の自己改革を進める体制を構築し、東電の経営・財務の透明性を高め、経営の合理化の徹底に受けた具体的な道筋を明らかにする。

総合特別
事業計画
H24/4/27制定
H25/1/15改定

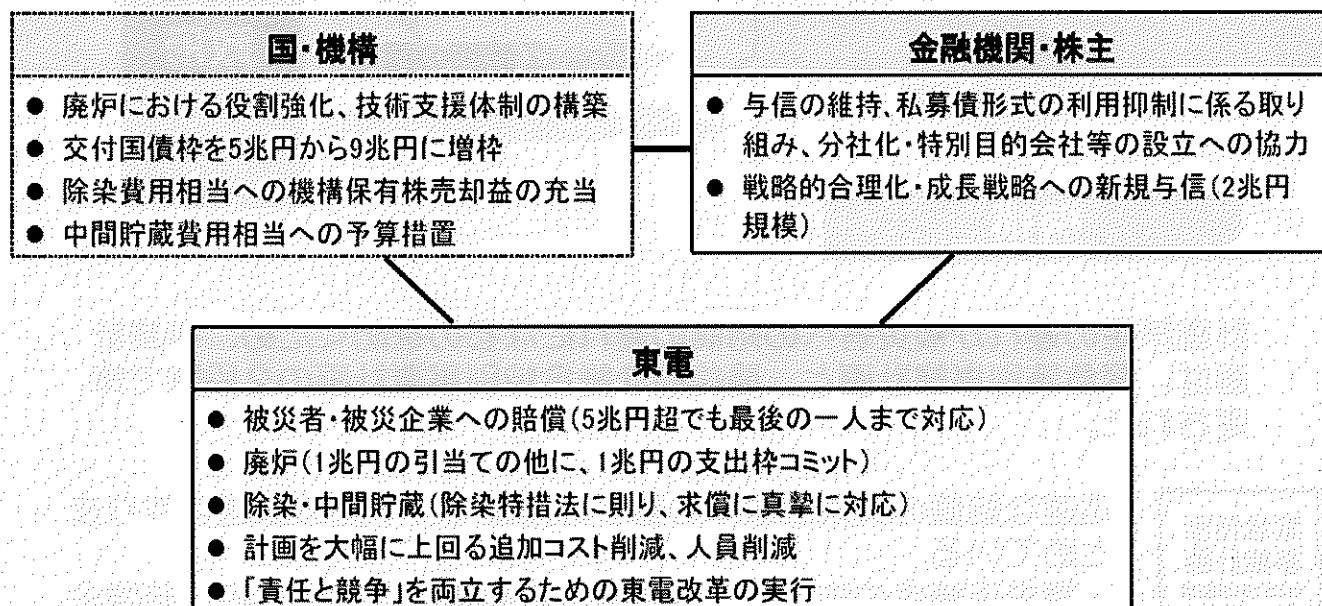
新・総合
特別事業
計画
H26/ 1/15 制定

改革の本格化段階で、緊急特別事業計画を改定

- ・ 今後の賠償金支払と電気事業を的確に遂行するに足る財務基盤の安定を図りつつ、電気事業制度の改革の動向等も踏まえ、東電の経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向けた見直しを行う。

<参考Ⅲ. 新・総合特別事業計画の概要>

- 新・総特は、国の方針を踏まえた、復興加速化のための一括とりまとめを中核とする、「東電新生プラン」



- 賠償について「3つの誓い」を新たに掲げ、全社を挙げて取り組み

3つの誓い	
i) 最後の一人まで賠償貫徹	● 最後の一人が新しい生活を迎えることができるまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹
ii) 迅速かつきめ細やかな賠償の徹底	● 賠償金の早期お支払いをさらに加速(財物賠償の現地評価等) ● 被害者の方々や各自治体等に、賠償の進捗状況や今後の見通しについて積極的に情報をお知らせ ● 戸別訪問等により、請求書の作成や証憑類の提出を積極的にお手伝い
iii) 和解仲介案の尊重	● 原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きを迅速化